（建築調整官の職務）

第二十六条　建築調整官は、命を受けて、建築施設に関する工事及び保守に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（空港企画調整課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（技術保安企画調整課の所掌事務）

第二十七条の二　技術保安企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

（削る）

四　前三号に掲げるもののほか、保安部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（管制技術課の所掌事務）

第三十条　管制技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　航空保安用電気通信施設及び航空灯火の用に供する予備電源設備の工事、運用及び保守に関すること（技術保安企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

（設置）

第三十五条　国土交通省設置法第三十九条第一項に規定する地方航空局の事務所は、次のとおりとする。

空港事務所
空港出張所
空港・航空路監視レーダー事務所
航空衛星センター

（所掌事務）

第三十七条　空港事務所は、地方航空局及び航空交通管制部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～十九　（略）

二十　航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設の工事及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

二十一　航空保安無線施設の工事、運用及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

二十二～三十九　（略）

（総務調整官）

第三十九条の二　中部空港事務所及び関西空港事務所に、それぞれ総務調整官一人を置く。

2　総務調整官は、命を受けて、空港事務所の所掌事務に関する重要事項についての調整に関する事務を整理する。

第三十九条の三・第三十九条の四　（略）

（建築調整官の職務）

第二十六条の二　建築調整官は、命を受けて、建築施設に関する工事及び保守に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（空港企画調整課及び技術管理課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（技術保安企画調整課の所掌事務）

第二十七条の二　技術保安企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　保安部の所掌事務に関する国の直轄の事業（委託によるものを含む。）についての入札及び契約の技術的な事項に係る審査及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整並びに工事の検査に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、保安部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（管制技術課の所掌事務）

第三十条　管制技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

（新設）

（設置）

第三十五条　国土交通省設置法第三十九条第一項に規定する地方航空局の事務所は、次のとおりとする。

空港事務所
空港出張所
空港・航空路監視レーダー事務所
航空路監視レーダー事務所
航空衛星センター

（所掌事務）

第三十七条　空港事務所は、地方航空局及び航空交通管制部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～十九　（略）

二十　航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設の工事及び保守に関すること（空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所及び航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

二十一　航空保安無線施設の工事、運用及び保守に関すること（空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所及び航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

二十二～三十九　（略）

（新設）

第三十九条の二・第三十九条の三　（略）